

訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)
利用契約及び重要事項説明書

医療法人 石和温泉病院

_____ 様（以下、「利用者」という）と医療法人石和温泉病院（以下、「事業者」という）は介護保険法に基づき、事業者が利用者に対して行う訪問リハビリテーション、または介護予防訪問リハビリテーション（以下、（介護予防）訪問リハビリテーションという）に対して次の通り、契約を締結するものとします。

第1条（契約の目的）

1 事業者は介護保険法等の関係法令に従い、要介護および要支援と認定された利用者が居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう（介護予防）訪問リハビリテーションのサービスの提供を行うものとします。

2 利用者及び利用者に対する責任を負う者（以下「代理人」という）は、事業者からサービスの提供を受けた時は、事業者に対し、利用者負担金（以下、利用料金という）を支払うものとします。

第2条（適用期間）

1 本契約は利用者、または代理人が石和温泉病院（介護予防）訪問リハビリテーション利用同意を事業所と行った日（令和____年____月____日）から効力が生じることとなります。ただし、代理人に変更があった場合には新たに契約締結を行うこととします。

2 利用者、または代理人が本契約書を事業所へ提出することにより適用期間は自動更新されるものとします。

第3条（利用者からの利用解除）

利用者および代理人は事業所に対して、利用中止の意思表示をすることにより利用者の居宅サービス計画書、もしくは介護予防サービス・支援計画表（以下、併せて「居宅サービス計画書」という）に関わらず、本契約に基づく事業所の利用を解除・終了することができます。なお、この場合には利用者および代理人は速やかに事業者および利用者の居宅サービス計画書作成者にその旨を連絡するものとします。

第4条（事業者からの利用解除）

事業者は利用者および代理人に対して次に掲げる事項に該当した場合には、本契約に基づいて事業所の利用を解除・終了することができます。

- ①利用者の要介護（要支援）区分が“自立”と認定された場合
- ②利用者および代理人等が本契約に定める利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、利用料金を支払うよう催告したにも関わらず、1ヶ月以内に支払われない場合
- ③利用者、または代理人等が事業所および職員、他利用者等に対して利用継続が困難と判断できる程度の著しい背信行為や反社会的行為を行った場合
- ④天災等により施設、または設備の故障、その他やむを得ない理由により利用することができない場合
- ⑤利用者が介護保険施設に入所した場合
- ⑥サービスの利用停止より3ヶ月が経過した場合

第5条（居宅サービス計画変更の援助および関係機関との連携）

事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、速やかに担当介護支援専門員へ連絡する等の必要な援助を行います。また、必要に応じて関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

第6条（サービス提供の記録）

1 事業者は、一定期間ごとにサービス提供の状況、目標等の達成状況等を評価し、その結果を書面に記録することとし、これを利用終了後2年間保管するものとします。

2 事業者は、前項の記録を利用者の求めに応じて閲覧、または実費負担によりその複写紙を交付するものとします。

第7条（利用者料金および支払い方法）

利用者および代理人は、連帯して本契約に基づく事業所が提供するサービスの対価として別紙利用料金表を基に計算された月毎の合計額等を支払う義務が生じます。なお、支払い方法については、重要事項説明書に記載する通りとなります。

第8条（秘密保持および個人情報の保護）

1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者および代理人等に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等、正当な理由がある場合を除いて、契約期間中および契約終了後、第三者に漏らしてはならないものとします。

2 事業者は、「個人情報保護に関する説明書」において利用者および代理人等の同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、一定の条件の下で情報提供をすることができるものとします。

第9条（緊急時の対応）

1 事業所は利用者に対し、医師の医学的判断により専門的な診察が必要と認められる場合、利用者および代理人等が指定する者に連絡をしてかかりつけ医、または協力医療機関での診療を依頼することがあります。

2 かかりつけ医や協力医療機関での対応が困難な場合は、緊急搬送などの対応を取る場合がございます。

3 前項のほか、事業所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、利用者および代理人等が指定する者に対して連絡を行います。

第10条（事故発生時の対応）

1 サービス提供時等に事故が発生した場合、事業所は利用者に対して必要な処置を講じます。

2 事業所医師の医学的判断により専門的な医学的対応が必要と判断された場合、協力医療機関、または他の専門的医療機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、事業所は利用者、または代理人等が指定する者および保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡を行います。

第11条（要望、または苦情等の申し出）

1 事業者は、苦情対応の窓口責任者およびその連絡先を明らかにするとともに苦情の申し立て、または相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行うものとします。

2 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをしてはならないものとします。

第12条（賠償責任）

1（介護予防）訪問リハビリテーションの提供に伴って事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害（生命・身体・財産）を被った場合、当事業所は利用者に対して、損害を賠償するものとしますが、事業所の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ次に掲げる事項に該当する場合には、損害賠償責任を免れます。なお、当事業所では以下の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
加入保険名	介護保険法&障害者総合支援法&社会福祉法の指定事業者向け損害賠償責任保険『ウォームハート』

※事業所が損害賠償責任を負わない場合

- ①利用者、または代理人等が契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことが起因して損害が発生した場合
- ②利用者、または代理人等がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことが起因して損害が発生した場合
- ③利用者の急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由が起因して損害が発生した場合

④利用者等が事業者、もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為が起因して損害が発生した場合

2 利用者の責に帰すべき事由によって、事業所が損害を被った場合、利用者および代理人等は連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

第13条 (利用契約に定めのない事項)

この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより利用者、または代理人等と事業者が誠意をもって協議して定めることとします。

重要事項説明書

「指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業」

1 事業所の概要

本部事業所

事業所名	医療法人 石和温泉病院 指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所
所在地 連絡先	〒406 - 0023 山梨県笛吹市石和町八田330 - 5 電話：055 - 261 - 5125 FAX：055 - 263 - 2118
事業所指定番号	1911810016号
サービス提供地域	笛吹市、甲府市（酒折、国玉町、蓬沢町、西高橋町より東部地域） 山梨市、甲州市 ※その他の地域に関しては別途、相談に応じる

サテライト事業所

事業所名	石和温泉病院指定（介護予防）訪問リハビリテーションいさわ甲州事業所
所在地 連絡先	〒404 - 0033 山梨県甲州市赤尾617 - 1 電話：0553 - 32 - 1222

2 事業所の職員体制

職種	業務内容	人員
管理者	石和温泉病院院長 天野 達也 事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う	
医師	診療・検査等を基に他の従業者と共同して計画を作成する	1名以上
理学療法士、作業療法士	介護保険等関係法令に基づく訪問リハビリテーション業務等	1名以上
事務職員	介護保険等関係法令に基づく介護給付費等の請求事務等	必要数

3 営業時間（サービス提供時間）および休業日介護保険等関係法令に基づく訪問リハビリテーション業務等

営業日：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時
土曜日 午前8時30分～午後12時
（サービス提供時間 午前9時～午後4時を基本とする）
休業日：日曜日、祝日、年末年始（12月30日～翌1月3日）

4 サービス提供の主な内容等

- ①病状の観察
バイタルチェック(体温、脈拍、呼吸、血圧測定等)

病状の観察や助言
精神面の健康状態の確認と助言
介助者の健康状態の確認と助言
再発予防と予後予測

②日常生活への指導・助言

身体機能(筋力、柔軟性、バランス等)の維持
改善・痛みの評価と疼痛緩和
福祉用具または補装具
住宅改修の評価と相談
摂食嚥下機能やコミュニケーション機能の改善
生活の質(QOL)の向上や趣味活動再開
社会参加促進のための助言

③介護相談

療養生活、家族への介護指導、精神的な支援・福祉制度利用の助言、相談

5 利用料金等

①利用料金

要介護(要支援)認定区分により利用料金は異なります。また、利用時間や利用形態により「リハビリテーションマネジメント加算」、「短期集中個別リハビリテーション実施加算」、「サービス提供体制強化加算」、「移行支援加算」等の加算が生じます。詳細は『石和温泉病院(介護予防)訪問リハビリテーションサービス利用料金表』をご参照下さい。

※介護保険負担割合証に記載されている割合が利用者負担の割合となります。

②利用料金のお支払い方法

1ヶ月ごとに計算した「請求書」を翌月10日以降にお渡しします。

利用者は、下記のいずれかの方法で26日(休日、祝祭日の場合は翌日)までにお支払い下さい。
お支払い方法につきましては下記の通りとなります。なお、領収書につきましては利用料金の受領を確認した後、発行させていただきます。

- 1) 利用者、または家族より指定を受けた銀行等からの口座振替(自動引き落とし)
- 2) 現金でのお支払い(お支払いは訪問の際に職員へお渡し下さい)
- 3) 下記指定口座への振り込み

振り込みをご希望される場合には、下記の口座への手続きをお願いいたします。

山梨中央銀行 石和支店 普通預金

No. 26962 (医) 石和温泉病院 理事長天野 とき

6 サービス利用に当たっての留意事項

①契約後、他のサービスの追加や変更が望ましいと判断した場合には、ご提案します。漫然とした訪問リハビリのご利用ではなく、「卒業」を目的とした利用の提案をしていきます。

②訪問リハビリの提供には、当院医師による3カ月に1回の診察が法律にて定められています。当院外来受診をお願いします。なお、通院困難な方に対しては訪問診療も行なっております。担当者に問い合わせください。

③リハビリテーションとなりますので、ご自身でも積極的な活動・参加をお願いします。

④職員への金品・贈答品の授受等一切できませんのでお控えください。

⑤悪天候時(大雨・降雪・台風等)は、営業を中止することがあります。その場合は事前に電話でご連絡致します。

⑥緊急時等、ご家族へ連絡が取れない場合があり、事業所の対応に苦慮することが多くなっています。必ず連絡は取れるようお願い致します。

⑦感染症と思われる症状(発熱・下痢・嘔吐・咳等)がある場合や体調が思わしくない場合は、公衆衛生上、蔓延致しますのでご利用を控えて頂きますよう、お願い致します。サービス利用中に疑わしい症状が見られた場合には、速やかにご家族にご連絡いたしますので、対応をお願い致します。また、

感染症予防のため、マスクの着用の徹底、検温の実施をお願い致します。

- ⑧介護度の変更や法律の改正等により、契約時の料金がその都度変更になりますことを予めご了承ください。
- ⑨職員の教育や業務の改善のため、録音や録画をさせて頂く場合がありますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。学会や施設内での研修に画像を使用する場合は、別途承諾書を頂きます。
- ⑩3か月以上のご利用の無い場合は、契約を終了させていただく場合がありますことを予めご了承ください。
- ⑪職員に対して暴言・暴力があった場合はご利用を中止若しくは契約を解除させていただきます。
- ⑫重要事項説明書及び契約書の内容を熟読し、十分にご理解されたうえで契約されますようお願い致します。基本的に、ご家族様にもご契約書と重要事項説明書の立会人のサインを頂いております。また、判断能力の乏しい方についてはご家族や成年後見人の立ち合いをお願い致します。
- ⑬当事業所においては、これからの医療・介護を担う優秀な人材を育成するために、医療介護従事者等の教育機関から実習生を受け入れております。見学等の際には、事前にご利用者、ご家族より了承確認の上、同行させて頂きます。

7 確認事項

- ①サービスキャンセル料について（訪問したが不在時の対応）
当日朝8時までにご連絡がなく、ご自宅に伺った場合、交通費（別紙参照）の支払いをお願いします。
- ②サービスの振り替えについて
振り替えのご利用は承りますが早めに担当にご相談ください。

8 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、下記の窓口にご連絡をお願いいたします。

当事業所に関する相談・苦情

石和温泉病院 指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所

担当：管理者代行者、又は事業責任者

電話：055-261-5125（受付時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時）

※公的機関においても相談や苦情に関する申し出を行うことができます。

山梨県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情処理担当

〒400-8587 甲府市蓬沢1-15-35 山梨県自治会館 4F

電話：055-233-9201（受付時間：毎週水曜日 午前9時～午後4時）

笛吹市 保健福祉部 長寿介護課

〒406-0031 笛吹市石和町市部800 保健福祉館（石和保健福祉センター）内

電話：055-261-1903 FAX：055-262-1318

甲府市 福祉保健部 福祉支援室 介護保険課

〒400-8585 甲府市丸の内1-18-1

電話：055-237-5519 FAX：055-236-0118

山梨市 介護保険課

〒405-8501 山梨市小原西843

電話：0553-22-1111 FAX：0553-23-0294

甲州市 介護支援課 介護保険担当

〒404-8501 山梨県甲州市塩山上於曾1085-1

電話：0553-32-5066 FAX：

※上記以外の市町村から利用されている場合には、各市町村介護保険担当の相談窓口を活用下さい。

利用同意書

石和温泉病院（介護予防）訪問リハビリテーションとの契約を締結するに当たり、担当者による説明（重要事項説明書を含む）を受け、これらを十分に理解したうえで契約いたします。

令和 年 月 日

事業者

所在地 笛吹市石和町八田330-5

名称 石和温泉病院 指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所

説明者 氏名 _____ 印

利用者 住所 _____
氏名 _____ 印

【上記代理人（代理人を選任した場合）】

代理人 住所 _____
氏名 _____ 印

【第9条2項緊急時及び第10条3項事故発生時の連絡先】

・氏名	(続柄)
・住所	
・電話番号	

(事業者) 所在地 笛吹市石和町八田330-5
事業者名 医療法人 石和温泉病院
代表者名 理事長 天野 とき